

3.5 幕末から明治前期の加賀の国米政策

——^{ぜに や ご へ え たか だ きゅう べ え}銭屋五兵衛と高多久兵衛——

3.5 Rice Agriculture in Kaga Province from End of Edo Period to Former Term of Meiji, “Gohei Zeniya and Kyuhbei Takada”

中 川 健 (なかがわ たけし)

石川県農林水産部耕地建設課 部参事

1. 銭屋五兵衛 河北潟埋立工事で獄死

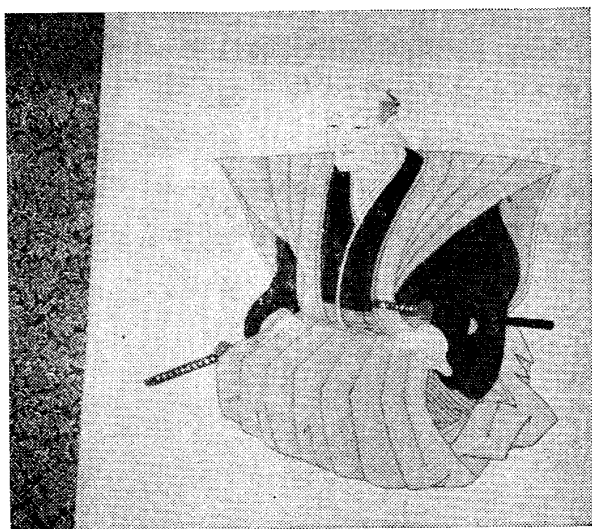
銭屋五兵衛は三男要蔵を施主として河北潟埋立工事を嘉永2年(1849)に着工し、同4年正式認可を得て工事は本格的となる。

事件は翌5年7月、潟に死魚が浮き8月に入り激増したことから表面化した。沿岸村民は銭五の埋立工事で毒物を投入したと騒ぎ、藩は原因を追求せざるをえなくなった。

藩は工事関係の雇人から取調べをはじめ、投毒の疑惑ありとして9月早々から銭屋一族を検挙した。高齢の銭五は、否認のまま同年11月獄死、翌年6月要蔵は磔刑(はりつけ)、梟首(さらしくび)となって工事は完成を見なかった。その後、河北潟には明治34年(1901)まで新開はなく、50年余の空白となる。

1.1 河北潟の新開方法

河北潟は、蓮湖、大清湖ともいう。大湖であるが水深は浅く、沿岸村民は小舟による漁でしか利用されていなかった。



写真—1 銭屋五兵衛

潟沿岸に瘤のような入江が多くあり、これを「不湖」または「フゴ」と書く。元禄元年(1700)、唯一の排水河大野川の大改修で河口に新川を完成した。潟の水位は低下し、水面が縮少した。潟縁部の新開は、フゴの沖積作用と排水の進展による干拓が最も顕著であった。

第二の方法として、浅瀬で短冊状に周りの土を掘り上げ開田する方法があった。これを畝田(うねだ)という。溝はハダコともいい、田舟で肥料や稲の運搬等に利用した。

上記2方法の新開が限界に達した時、一定の水深に杭を打ち杭柵(そうだ)か粗梁(なみよけひら)で囲って埋立する方法がある。これが、銭五の「波除開き」である。しかしこの方法は、沿岸漁民にとって良好な漁場を追われるなど公害として猛烈な反対があり、ほとんど途中で打切られた。

1.2 潟縁新開の歴史

現存する記録は、正保3年(1646)が最古である。この前年、加賀藩5代藩主(つなのり)に綱紀が継承している。綱紀は「改作法」の実施者であり、「政治は一に加賀、二に土佐」と称揚された名君であった。

新開の記録として、天保8年(1838)の「河北潟潟縁新開見取図」がある。見取図は、延宝元年(1673)から天保期までの160年余が集録されている。開発の件数を年代順に追ってみると、寛文・延宝期(1660～1680年代)に着手された新開が圧倒的に多い。その後はまばらで、享保9年(1724)から文化4年(1807)の約80年間はない。

1.3 加賀藩の米中心経済

金沢市には、毎年6月に「加賀百万石まつり」というイベントがある。禄高が百万石で、創始以来廃藩まで藩主が変わらなかった誇りと、初代藩主前田

(ロ) 明治42年の河北潟

である。

1.4 豪商がなにゆえに河北潟埋立を

銭屋五兵衛は、安永2年(1773)11月加賀国宮腰町(現金沢市金石町)上越前町で長男として生まれた。幼名を茂助という。17歳にして、7代目銭五となる。この頃は、手堅い醤油製造と質商を営み、宮腰では旧家に属した。

銭五は、文化8年(1811)、120石積3人乗り船の入手によって海運業の世界に入る。最盛期には、大小あわせて200艘以上、支店数が全国に34箇所あった。銭五は1代で巨大な富を築き、加賀藩で隣村粟ヶ崎の海運業木谷藤右衛門、島崎徳兵衛に次ぐ第三の豪商となった。これも藩の権力者奥村栄実とのつながりがあったからである。また、御用金上納は藩職の任命につながった。銭五らの北前船業は大繁盛し、藩米の運搬等で大阪、江戸、東北、蝦夷地(エゾ)と進出していた。銭五は、天保5年(1834)に南部藩、津軽藩の財政にも参与するにいたる。この頃、すでに密貿易に手を染めていたといわれているが確証がない。

銭五への御手船裁許は明りょうではないが、弘化2年(1845)の1539石積「常豊丸」新造の頃と思われる。しかし、この自慢の御用船は嘉永元年(1848)、能登半島突端狼煙沖で難破した。この頃から運勢は反転したようだ。翌2年頃、御手船裁許は手を離れている。

銭五は、海運業のみでなく農地の買入れ、道具類の買占めもやった。この農地への執着心を才気ある三男要蔵に託す。嘉永元年8月の当村以外の者でも農地の新開は可能、とのお触れを見逃さなかった。翌2年要蔵名にて改作奉行に河北潟新開を申請、高2900石を仰渡された。要蔵持高は、100石に付き25石引きの2175石である。翌3年、地元の反抗を避けて藩は元年のお触れを撤回した。

しかし、銭五の豊銀がものをいった。上納金として、お触れ撤回の直後まで230貫余を出した。藩は、要蔵を開発主付つまり主催者とせず、木谷、島崎とともに出資者とし、石川郡新田才許曾谷村文右衛門を主付に任命して、嘉永4年(1851)8月許可した。

木谷、島崎は持ち分を近村の土詰人足頭を使用して工事を施工した。これに対し、銭五は土木工事を専門とする能登宝立^{ほうだつ}の理兵衛を使った。このことが、

沿岸村民の感情を害したようであった。

沿岸村民との間に感情のもつれがあるなか、潟に死魚が浮く。銭屋一族検挙の前に工事関係者を調べた結果、石灰に越後の臭水^{くさみず}の油、寄居虫^{こいうな}の油、樺太産のアイゴ油を混ぜたと白状させた。油の使用目的は石灰俵に耐久力をつけるためとの説があるが、効果は不明である。

銭五の訊問では、石灰は土質こう着のためとの証言をとったが、工事関係者自白のアイゴ油は樺太産との密貿易容疑は否認した。確証を得られずして、刑を断行した黒羽織党率いる嘉永政権は、投毒、密貿易のほか、会津藩の山林買占めの嫌疑ももっていた。特に密貿易は、幕府からの追求を未然に防止したかったようである。

2. 高多久兵衛の田区改正

石川郡上安原村(現金沢市)において、高多久兵衛が実施した1村全耕地60町歩余の「田区改正」は、石川式耕地整理生みの親として、また耕地整理法成立に重要な役割を果たした人物として有名である。

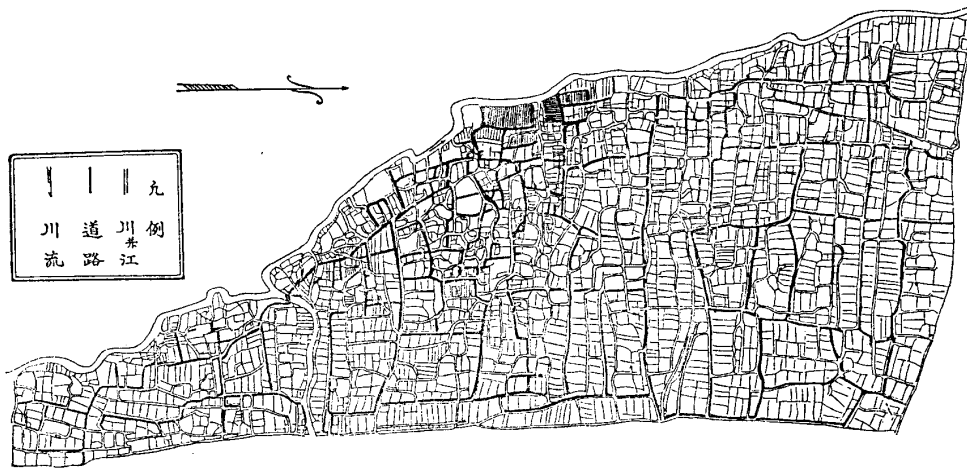
ことの発端は、明治20年(1887)1月内務省で開かれた地方官会議に県令高村高俊が出席し、権少書記官桶田魯一の欧米農事視察談を聞いたことにはじまる。県令は帰庁後、郡長会議で実施を要請した。石川県農業の中心、石川郡の安達敬之郡長は勧誘するも希望者がなく、模範として郡立模範農場で実施した。結果は、2町8反で筆数は122筆から42筆に減じ、増歩率も7.8%の成果が上がった。このように、行政の積極的態度にもかかわらず応じる者がな



写真—2 高多久兵衛

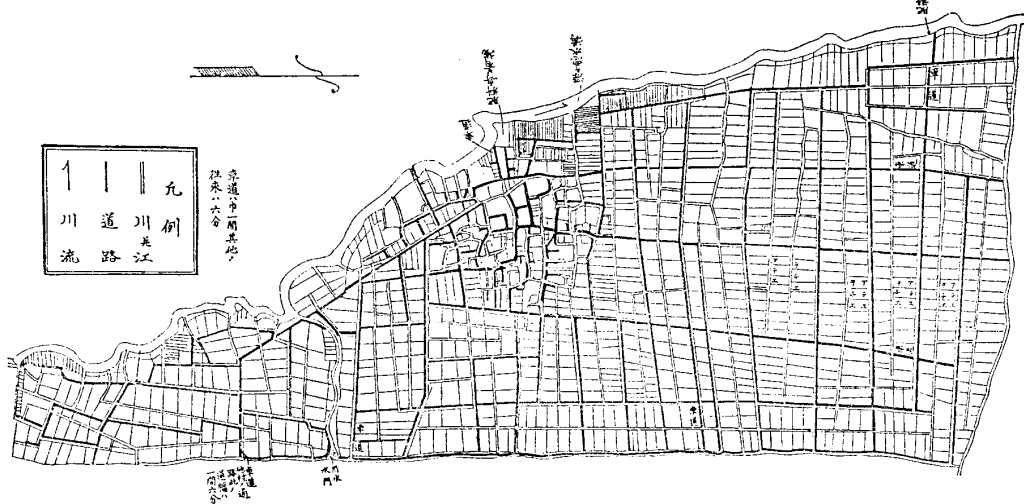
石川郡上安原村田區舊圖

第一號甲



石川郡上安原村田區改正圖

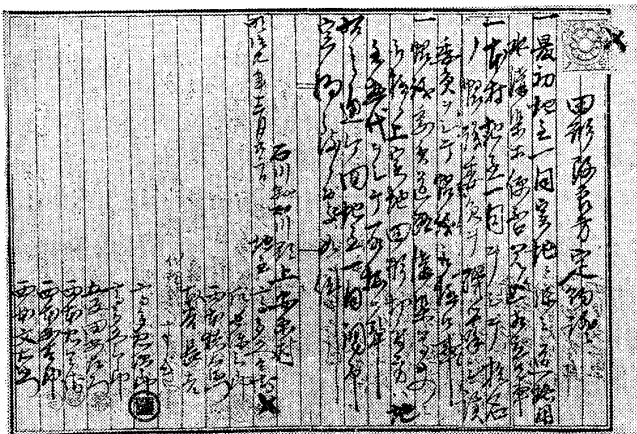
第一號乙



写真一 3 上安原村田區改正新旧図

いことから、郡長は篤農家として知られていた久兵衛を説得したのである。

久兵衛は、明治14年(1881)に200間の水路改修で干害を解消したことがある。かねての念願が今こそ達せられると喜び、村内の地主に実行を促した。



写真一 4 田形改良方定約證

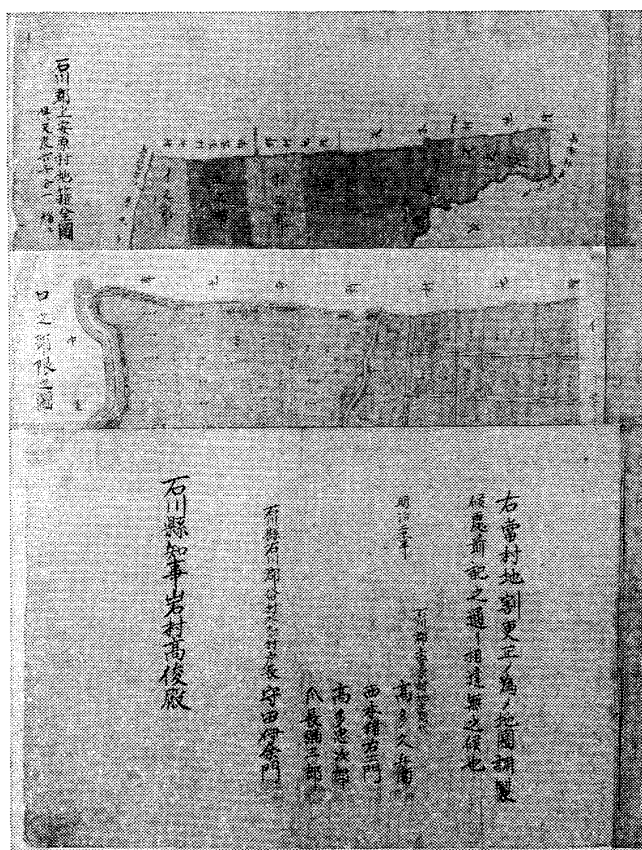
地主の消極的賛同を得て21年(1888)3月着工し、6月末完成した。工事の成果は、2町7反弱の増歩と1329筆の減筆となった。

2.1 明治維新後の経済と農業

慶応3年(1867)の大政奉還後、現在の石川県の全容が定まったのは明治5年(1873)である。

経済の展開は、「地租改正」にはじまった。明治元年(1868)12月、「およそ村里に属する土地は百姓の所有」となった。百姓といっても藩政期の高持百姓である。さらに、4年9月の「田畑勝手作」、翌5年2月の「田畑永代売買の解禁」、同年7月の「^{じんしん}壬申地巻の発行」と続く。壬申とは干支をさすが、これによって各筆に所有者が確定され、地巻証を作成した。地巻証には、所在地、地番、面積、所有者のほか自己申告による地価が記入された。

地価は国の財政を左右する最大の要素である。明



注：地割更正の文字あり

写真—5 田区改正確定図

治8年の国税総額57,025千円に対し、地租は88.2%を占めていた。維新以降、政府は士族授産、官製の殖産興業等増大する支出のため、明治6年(1874)7月「地租改正法」を公布した。地価の再評価と地価課税率3%とするものである。これに地方税が加算される。壬申地巻と比較して、富山・石川から滋賀・三重を境にして西は下がり東は上がったというからおもしろい。

やがて極度のインフレとなり、政府の威信回復のため明治14年(1881)の松方デフレ政策発動となる。経過を米価で見れば、石当たり明治6年が4円73銭、14年が10円49銭で最高値、デフレ政策発動の翌15年が8円86銭と急落、田区改正の実施年21年には4円91銭まで下落した。その結果、不在地主を生み、土地持農民から小作人への転落が方々に見られた。石川県内にも多くの記録がある。

明治20年代の石川農業は、農地面積76.9千町歩、内水田54.5千町歩を自作農家50千戸、小作農家46千戸で営まれていた(県内総戸数151千戸)。米の収量は、同21年で反当たり加賀1.6石、能登1.8石と現在の半分であった。また、明治前期の県内の土地改良

事業は、幕末に着工された数箇所が初期に完成をみるが、18年(1885)柴山潟(現在の加賀市を中心に)で115haの埋立工事に着手した程度である。ただし、土量不足で途中中止された。

2.2 田区改正を可能にした諸要素

なんと言っても、当時の県令高村高俊の政策である。石川郡立模範農場における実験の結果、増歩率7.8%は即地租増加になる。県令は明治20年10月に奨励策として、大蔵省へ地価据置許可伺(5か年据置許可)を提出している。その理由として、県全体で2,330町歩の増歩と9億円弱の地価増加が見込まれると説明している。

農事改良も県政の基本と説明している。当時の表現でいえば、「区割狹隘ニ畦畔^{また}亦狭^かク且ツ迂回^{いちぼう}シ一^{あた}瞬^あ恰^あモ児戯^あノ庭園^あヲ見ルノ感^あナキ能^あハス加フルニ水田^あハ一般排水溝不完全ナル為メ終歲水ヲ湛^{しゅうさい}ヘ改良農具使用ニ牛馬耕作ノ実行ヲ妨^{すく}ケ或ハ生産肥料等ノ運搬ニ勞力ト時間ヲ徒費スルコト尠^{すく}ナカラザル」とある。

久兵衛も農事改良を痛感していた。明治20年安達郡長の勧誘を受け、同年暮工事失敗時は費用の久兵衛負担、減収分は久兵衛弁償等で関係地主32名が「田形改良方定約證」に調印、翌年3月着工した。結果は、大成功であった。工事前後の比較で、1反歩当たり収量が1石8斗から2石1斗に、レンゲ栽培は40%から99%になった。なお、地主の同意は久兵衛の同族高多・西本・爪長三家で約5割の土地を所有していたことは大きな要因であった。

上安原村でいち早く実施できた理由は、久兵衛の篤農的精神そのものであるが、久兵衛をそこに至らせた事由として、次の2点を見逃がす事はできない。

第一は、水源系統が最末端であり、下流部に対する配慮はまったく必要なかった。手取川扇状地下流部は、古くから「江代米」制度があった。上安原村は、手取七ヶ用水支流旧茶の木用水の末流にあり、上流の御経塚村に支払われていた。

「江代米」とは、上流集落に設置されている下流村のための水路や取水堰の用地代としての性格が強い。制度の発生期は不明であるが、寛政3年(1790)に藩から禁止令がでている。しかし、現在も一部継続されている。

第二は、改作法に由来する「田地割制度」である。単に地割^{くじ}闔替ともいい、田区改正はこの制度を心理

2.3 6代目高多久兵衛という人

久兵衛は、嘉永4年(1851)4代目の長男として生まれた。幼名を幸太郎という。4代目の時、前田侯の鷹狩の休憩所を仰せられ士族になっている。家業は、農地約20町歩所有し、自作2町歩のほか質屋、白米小売業も営むなど経済的に裕福であった。しかし、6歳の時父に死別して継父に育てられた。6代目継承にあたり、継父の実子と競って明治3年金沢藩庁に嘆願している。このように家庭環境は決してよくなかった。

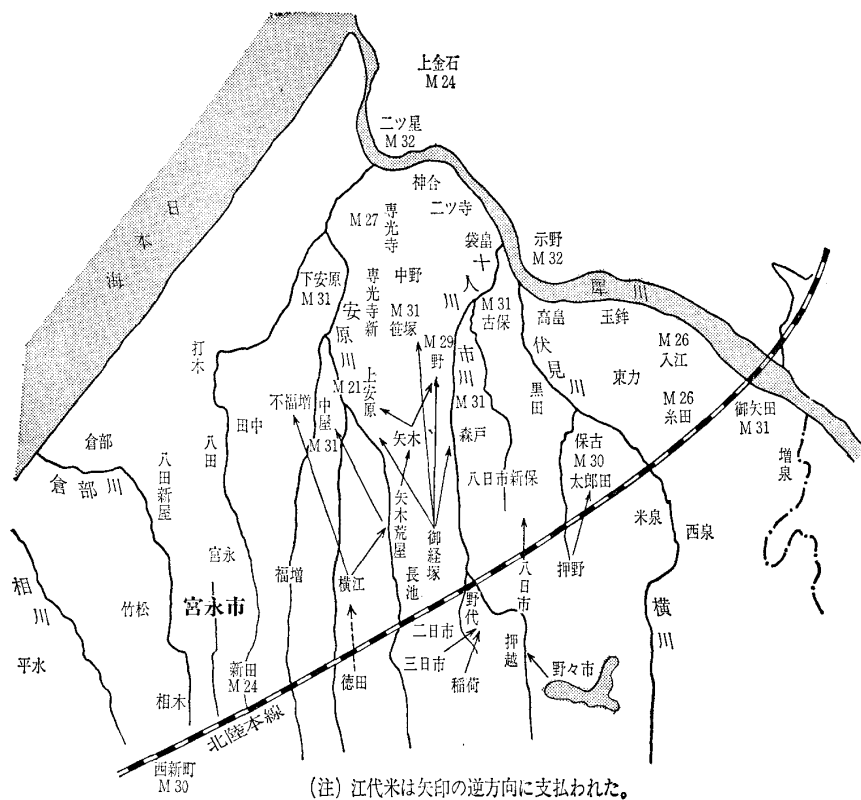
こんな家庭でありながら、幼少から勉強家であった。成人して、自宅に上安原小学校を開設し自ら教鞭を執っている。また、自宅に農談会を開設して農事改良に力を

入れた。田区改正事業後は、石川県をはじめ京都、大阪、千葉さらに農商務省から耕地整理に関する業務の委嘱を受けたことは当然といえる。このほか、慈善事業にも力を入れていた。

久兵衛に対する褒賞は、明治23年第5回内国勸業博覧会に「田区改正新旧比較図」を出品しての三等協賛賞、29年日本赤十字社特別社員の推挙、32年大日本農会紅白綬有功賞があり、35年1月藍綬褒章が下賜された。このように社会的に認められた久兵衛であったが、明治40（1907）年1月57歳で他界するまで、政界職は22年4月の市町村制施行による安原村初代村長のみであった。

参考文献

- 1) 若林喜三郎：新版 銭屋五兵衛，北国出版社，1984.
- 2) 鐺木勢岐：銭屋五兵衛の研究，銭五顕彰会，1954.
- 3) 水島 茂：銭屋五兵衛疑獄事件，越中史壇，25～26，1963.
- 4) 若林喜三郎：藩政期の河北潟潟縁開墾史料，石川県津幡町史，1974.
- 5) 若林喜三郎：加賀藩の農地測量，農林統計協会，1963.
- 6) 若林喜三郎：石川県の歴史，北国出版社，1970.
- 7) 童門冬二：幕末日本の経済革命，TBS ブリタニカ，1990.
- 8) 石川県農林水産部耕地建設課：石川県土地改良史，石川県土地改良事業団体連合会，1986.



図一2 江代米支払関係と耕地整理年

的にうまく利用できた。上安原以降、多くの地区は定約書に闇替が定められている。

田地割制度を一口にいえば、「一に地割或は碁盤割とも称え、一口に地味甲乙でき、百姓持高当り不同となるを以て、百姓作配地平均に割り直すを言う」となる。地割闌替は20年毎と規定されていたが、中間に手直しもあった。その結果、1筆の面積は全国平均180歩に対し石川県は70歩と小さく、しかも闌替は農地を星散させた。また、この制度実施には測量知識が必要であり、方々の村に測量技術者がいた。このことも田区改正実施の要因の一つである。

実施された区画形状は、辺長10×18間から10×24間が多かった。以降県内の一次整理は、これが基本になっている。この形状について、明治33年酒匂常明は「石川県地方に於いて7・8畝の流行するは、之より広くするとき地中の排水十分ならずと思うによれり」と述べている。工事方法は、道路用排水路を共同事業で行い、均平は個人実施が多かった。

明治32年（1899）3月耕地整理法が公布された。法律制定には、石川県が大きく関与している。法律案は、事前に農商務省書記官等によって久兵衛に持参された。県内の実施状況は、法律制定時まで86箇所990町余歩となった。